

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の2第1項	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険課

- 1 審査基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の2第1項及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の3第1項に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、3月とする。